

化学物質の抑制措置に対する特記仕様書

本特記仕様書は、建築課が発注する設計業務を行うにあたり、化学物質の抑制に対する取り扱いを定めたものであり、工事で使用する建築材料等の選定に際し適用する。

1 材料の品質

次の各項の対策をとる建築材料等を使用する場合は、各項の使用制限の原則に適合する材料とする。ただし、適合する材料が無い場合には、係員と協議し、適正な材料を選定するものとする。

(1) ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレン（以下「ホルムアルデヒド等」という。）を発生する建築材料等の使用制限の原則

対策をとる建築材料等	使用制限の原則
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発生が極めて少ない JAS 又は JIS の規格品（原則として、F☆☆☆☆又はその同等品）とする。
② 家具、書架、実験台、その他の什器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発生が極めて少ない JAS 又は JIS の規格品（原則として、F☆☆☆☆又はその同等品）とする。
③ ユリア樹脂板	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発生が極めて少ないもの（発生建築材料規制対象外を基本とし、該当する材料がない場合には、原則として F☆☆☆☆又はその同等品）とする。
④ 壁紙	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発生が極めて少ない JAS 又は JIS の規格品（原則として、F☆☆☆☆又はその同等品）とする。
⑤ 接着剤（壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤）	
⑥ 保温剤、緩衝材、断熱材	
⑦ 塗料	
⑧ 仕上塗材	

(2) トルエン、キシレン及びエチルベンゼン（以下「トルエン等」という。）を含有する塗料及び接着剤の使用制限の原則

対策をとる建築材料等	使用制限の原則
① 接着剤（壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤）	トルエン等の含有量が少ない規格品とする。
② 塗料	

(3) クロルピリホス、ダイアノジン及びフェノブカルブ（以下「クロルピリホス等」という。）を含有する防腐・防蟻剤の使用制限の原則

対策をとる建築材料等	使用制限の原則
木材保存剤（木材の防腐・防蟻処理剤）	クロルピリホス等を含有しない非有機リン酸系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。（建築基準法で、建築材料にクロルピリホスを添加しないことや、添加した建築材料は使用禁止となっている。）

(4) 可塑剤を使用している建築材料等の使用制限の原則

対策をとる建築材料等	使用制限の原則
① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用している規格品とする。
② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。